

《第5節 現代社会と子ども家庭福祉》

- 1 厚生労働省の「人口動態統計」（2020（令和2）年）によると、出生数、死亡数とも、前年より減少した。
- 2 2019年現在、諸外国で合計特殊出生率が1.5を下回っているのは韓国・台湾・イタリアなどで、上回っているのはフランス・アメリカ・スウェーデンなどである。
- 3 国立社会保障・人口問題研究所の「第15回出生動向基本調査」（2015（平成27）年）によると、夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっている。
- 4 厚生労働省の「令和2年版 働く女性の実情」によると、年齢階級別の女性の労働力率は、「25～29歳」と「45～49歳」を左右の底とし、「35～39歳」をピークとするW字型カーブを描いている。
- 5 厚生労働省の「雇用均等基本調査」（2020（令和2）年度）によると、男性の育児休業取得率は、女性の半分程度であった。

- 5 政府は、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018年度から2022年度末までに約32万人分の保育の受け皿を整備することとし、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しして、2020年度末までに整備することとしている。
- 6 少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は、2017（平成29）年12月に、「ものづくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。
- 7 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会保障審議会により、「子供・若者育成支援推進大綱」が作成されている。
- 8 「子供・若者育成支援推進大綱」では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としている。

- 3 幼保連携型認定こども園とは、教育及び保育を一体的に行い、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、「子ども・子育て支援法」の定めるところにより設置される施設をいう。
- 4 幼保連携型認定こども園は児童福祉施設の一つでもあるので、都道府県が条例で設備及び運営の基準を定めるに当たっては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又はそれを参酌する。
- 5 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

《第4節 子ども・子育て支援新制度》

＜施設型給付・地域型保育給付＞

- 1 3歳未満の子どもの保護者が、特定教育・保育施設である保育所での保育を利用するためには、「子ども・子育て支援法」第19条第3号に該当する旨の認定（3号認定）を受けることが必要である。
- 2 地域型保育給付は、主に3歳未満の子どもの対象としており、待機児童解消の役割が期待されている。

- 24 児童家庭支援センターにおいて相談・支援を担当する職員は、児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。
- 25 普通養子縁組が成立すると、養子と、実親及びその血族との親族関係は終了する。
- 26 特別養子縁組は、子の利益のため特に必要があると認められる場合に、養親となる者の請求により、家庭裁判所の審判によって成立する養子縁組である。
- 27 特別養子縁組において養子となることができるのは、原則として、特別養子縁組の審判の請求の時点で12歳に達しない者である。

《第7節 障害のある子どもへの対応》

- 1 「児童福祉法」において、「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（「発達障害者支援法」に規定する発達障害児を含む。）をいう。